

公益社団法人

大田区シルバー人材センター社会活動サークル助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大田区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の発展に寄与するための社会貢献活動又は啓発活動を行なう社会活動サークル（以下「サークル」という。）に対し、サークルの設立及び活動を支援し、サークルに助成金の交付等を行なうことを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱に基づきセンターの支援を受けることが出来るサークルは、次の(1)から(4)までの要件を備えているサークルとする。

- (1) 原則として5人以上のセンター会員及び非会員で組織し、活動していること。
- (2) 年1回以上、社会貢献活動又は啓発活動を行うことができること。
- (3) 自主的、民主的に運営していること。
- (4) 規約をもち、一定額の会費を徴収していること。

(申請手続)

第3条 センターから助成金の交付を受けようとするサークルは、(1)に掲げる申請書に(2)の添付書類を添えて、会長に助成金の交付を申請するものとする。ただし、新規サークルについては、(2)のア及びイは申請日から年度末までの期間について記載し、ウ及びエは省略することが出来る。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 助成金交付申請書 | (様式1) |
| (2) 添付書類 | |
| ア 活動計画書(年間) | (様式2) |
| イ 収支予算書(年間) | (様式3) |
| ウ 活動実績書(年間) | (様式4) |
| エ 収支決算書(年間) | (様式5) |
| オ 構成員(会員)名簿 | (様式6) |

(助成金の決定、交付)

第4条 会長は、第3条の規定による申請があった場合は、これを審査し、助成を決定したときは、すみやかに当該サークルに助成金を交付する。

(助成金等)

第5条 1サークル当りの助成金の額は次のとおりとする。

・サークルへの助成金

- (1) 助成金は構成員が10名以上のサークルについては年額2万円、構成員が5名以上9名以内のサークルについては年額1万円とする。

(2) 年度の途中で発足した同好会への助成金の額は、半期を単位とした相当額とする。

・社会貢献活動等の実施に係る助成金

＜地域貢献事業＞

(1) 1回2時間以上のボランティア活動又は行政と連携した各種講座等を実施した場合参加者10名以上の場合1回5千円、参加者5名以上9名以内の場合1回2千円とする。

＜啓発活動＞

(1) 行政等が主催するイベント等に参加し、センターのチラシ配布や幟の掲出などによる啓発活動を実施した場合1回5千円とする。

(助成金の使途)

第6条 助成金は、会議費、通信・連絡費、講師謝礼、印刷費、会場使用料、消耗品等に充てることが出来る。ただし、飲食代に充てることが出来ない。また、サークル活動以外に使用してはならない。

2 サークルは、交付を受けた助成金の使用状況等について、会長から調査、検査又は報告を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、サークルが次の各号の1に該当するときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることが出来る。

- (1) 第6条(助成金の使途)の規定に違反しているとき。
- (2) 活動を休止又は廃止したとき。

(報告の義務)

第8条 サークルは、次に定める書類を、それぞれの期日までに会長に提出するものとする。

- (1) 活動実績書(様式4)→当該年度終了後2か月以内。
- (2) 社会貢献活動等実施報告書(様式8)→活動終了後2週間以内
- (3) 休止(廃止)届(様式7)→同好会又はサークルが活動を休止し又は廃止したとき。
- (4) その他会長が必要と認めた書類→会長が指示したとき。

(活動支援)

第9条 会長は、サークルの活動について随時、会員への周知、啓発等に努め、同好会活動が活発に行なわれるよう、支援するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の設置をもって、社団法人大田区シルバー人材センター同好会助成要綱(平成15年10月6日改正)は、廃止するものとする。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。